

県外医学生病院見学等助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 知事は、群馬県地域医療介護総合確保計画に基づく、医療従事者の確保に関する事業として、県外の医学生又は既卒生が群馬県内の臨床研修病院を見学又は採用試験を受験する際に必要な経費（以下「交通費」という。）の一部を助成するものとし、その交付については、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 医学生 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院を除く。以下「大学」という。）において医学を履修する課程に在学する者をいう。
- 二 既卒生 大学において医学を履修する課程を修了し、臨床研修を終えていない者（現に臨床研修を行っている者を除く。）をいう。
- 三 臨床研修 医師法（昭和23年法律第201号。以下「法」という。）第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。
- 四 臨床研修病院 法第16条の2第1項の指定を受けた病院のうち、基幹型臨床研修病院をいう。
- 五 見学 医学生又は既卒生が臨床研修のために籍を置く臨床研修病院の選択に必要な情報を得る目的で、県内の臨床研修病院を往訪することをいう。
- 六 受験 医学生又は既卒生が臨床研修のために籍を置くことを目的に、臨床研修病院の採用試験を受けることをいう。

(対象者)

第3条 この要綱による助成金の対象となる者は、県外に所在する大学に在籍する医学生のうち4年生、5年生及び6年生並びに県外に居住する既卒生とする。ただし、自治医科大学、防衛医科大学校に在籍している医学生及びこれらの大学を卒業した既卒生並びに自治体又は病院等から修学資金の貸与を受けること等により、県外の臨床研修病院に就業することが条件付けられている医学生及び既卒生は対象外とする。

2 前項で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- 一 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- 二 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- 三 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- 四 自己、自社若しくは第三者の不正に利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしている者
- 五 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は間接的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- 六 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- 七 暴力団員と密接な交友関係を有する者

（支給要件）

第4条 県内の臨床研修病院を見学又は受験（以下「見学等」という。）する場合において、これに要する交通費の一部を支給する。なお、1人につき、4～9月、10月～3月の間に各1回、計年2回を上限として支給する。

（支給額）

第5条 医学生の有籍する大学の所在地又は既卒生の居住地に応じて、予算の範囲内で、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を交通費の一部として支給する。

医学生の有籍する大学の所在地又は既卒生の居住地	支給額
埼玉県、栃木県	5,000円
東京都、神奈川県、千葉県、茨城県、長野県	10,000円
山梨県、新潟県	15,000円
その他地域	20,000円

（助成金の交付の申請及び実績報告）

第6条 この要綱による助成金の交付を受けようとする者は、当該見学等が終了した日から起算して90日を経過する日又は当該見学等が終了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事に対し、知事が別に定めるところにより、申請及び実績報告をするものとする。

（審査及び決定等）

第7条 知事は、第6条の申請があったときは、速やかに審査を行い、助成の適否を決定の上、その結果について県外医学生病院見学等助成事業決定通知書（第1号様式）により申請者宛て通知するものとする。

2 知事は、助成金の交付を決定した場合、前項による通知をした日から起算し、30日以内に助成金を交付決定者に支払うものとする。

(返還)

第8条 知事は、助成金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 一 規則及びこの要綱の規定に違反したとき
- 二 不正又は虚偽の申請により助成金の交付決定を受けたとき

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、第6条の改正及び第1号様式を削り、第2号様式を第1号様式とする改正は、同年7月1日から施行する。